



# 危険物施設等における事故防止について

## 危険物保安室

### ○ 危険物等に係る事故防止対策の見直し

近年、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、危険物施設に係る火災・流出事故件数は、依然として高い水準で推移しており、危険物事故防止に関する基本方針（平成15年5月27日危険物等事故防止対策情報連絡会。以下「基本方針」という。）に掲げられた目標を達成できていない状況にあり、より効果的な事故防止対策を推進するため、消防庁主催の学識経験者、関係業界団体、消防本部等で構成した危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）において、今後の推進方策を取りまとめ、平成28年度から実施することとしました。また、これに基づき「平成28年度危険物等事故防止対策実施要領」を示し、連絡会関係者の個別の実施要領を取りまとめました。

ここでは、これらの内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策の推進について紹介します。

#### （1）事故防止対策の目標等

「危険物等に係る重大事故（注1）の発生を防止すること」を事故防止対策の目標とします。

消防庁においては、重大事故を含む様々な事故の原因を掘り下げるための詳細分析や現地調査を行うことにより、教訓や予防策を明らかにするとともに、重大事故発生件数の推移等からその効果を検証していくこととします。また、軽微な事故が多数発生するうちに重大事故も発生するという考え方（ハインリッヒの法則）を踏まえ、軽微な事故（注2）の発生を防止する方策についても検討していきます。

関係団体・企業等においては、業態・実態に応じた事故防止対策を推進することとし、重大事故が発生していない場合であっても、軽微な事故の発生を防止する方策の検討等を実施することとしています。

（注1）事故の深刻度を考慮した統計分析（CCPS法）で9ポイント以上となる事故

（注2）CCPS法の分析結果に基づき、事故の深刻度を5つのレベルに分けたとき、深刻度が最も低いレベル5に該当する事故

#### （2）連絡会の充実・強化

人的要因に起因する事故の低減に資するため、人間工学・失敗学・心理学等の専門分野の有識者を連絡会の委員に追加します。また、関係省庁との連携強化のため、引き続き厚生労働省及び経済産業省にオブザーバとして連絡会に参画していただきます。

#### （3）都道府県及び消防本部への周知

消防庁は(1)の事故防止対策の目標を達成するため、都道府県及び消防本部との情報共有及び問題意識の共有を推進します。また、都道府県別の危険物に係る事故の発生状況を公表するとともに、都道府県は、当該公表情報や危険物施設の態様を踏まえて、事故防止に係る取組を積極的に実施することとしました。

また、危険物等事故防止ブロック連絡会議に新たに開催地県以外の代表消防本部及び参加を希望する消防本部にも参加してもらい、消防機関から現場の声をより幅広く吸い上げるとともに、都道府県ごとの事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組等の情報の共有を図っていきます。

### ○ おわりに

各消防本部におかれましては、10月から順次開催する危険物等事故防止ブロック連絡会議への積極的な参加に配慮していただき、事故防止に係る情報及び問題意識の共有を図っていただければと思います。

また、消防庁は今後も、連絡会や石油コンビナート等災害防止3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めてまいります。本内容の詳細については、当庁のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

<危険物等に係る事故防止対策の推進について（通知）>  
[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280328\\_ki45.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280328_ki45.pdf)



危険物等事故防止対策情報連絡会

#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 山本、神山  
 TEL: 03-5253-7524